

特定施設の届出

各種届出は市町村長に届け出なければならない。

届出様式については別紙の各様式を用い、2部（正本・写し 各1部）作成し提出する。

- ・ **特定施設設置（既設、使用）届**

工場等に特定施設を設置しようとする者は、**施設設置の工事開始の30日前までに**。

又は、法令等の改正で既存の設備が、**特定施設になった日から30日（県条例は60日）以内に**。

- ・ **特定施設変更届**

工場等の特定施設の種類や数、防音防振の方法、使用方法、使用日時、構造、配置等を変更しようとするときは、**変更に係る工事の開始日の30日前までに**。

- ・ **氏名等変更届**

特定施設の氏名及び住所（法人ならばその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、工場等の名称、所在地に**変更があった日から30日以内に**。

- ・ **承継届**

特定施設の届出者の地位を**承継した日から30日以内に**。

- ・ **特定施設廃止届**

工場等にある全ての**特定施設の使用を廃止した日から30日以内に**。

罰則

無届け、または虚偽の届出をしたら、行為者とその法人または人に対して罰金又は過料又は科料。

- ・ **特定施設設置届**

騒音規制法では**5万円以下**、振動規制法では**30万円以下**、和歌山県公害防止条例では**20万円以下**。

（和歌山県公害防止条例では届出後30日以内に工事着手した場合、**10万円以下**）

- ・ **特定施設既設、使用、変更届**

騒音規制法では**3万円以下**、振動規制法では**10万円以下**、和歌山県公害防止条例では**10万円以下**。

- ・ **氏名等変更、承継、特定施設廃止届**

騒音規制法では**1万円以下**、振動規制法では**3万円以下**、和歌山県公害防止条例では**5万円以下**。

特定施設

特定施設とは工場等（工場や事業場）に設置してある下記の施設。

騒① 金属加工機械

- (1) 圧延機械（原動機定格出力の合計が 22.5kW 以上。）
- (2) 製管機械
- (3) ベンディングマシン（ロール式で、原動機定格出力が 3.75kW 以上。）
- (4) 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
- (5) 機械プレス（呼び加圧能力が 294kN(30t)以上。）
- (6) せん断機（原動機定格出力が 3.75kW 以上。）
- (7) 鍛造機
- (8) ワイヤフォーマーマシン
- (9) ブラスト（タンブラスト以外で、密閉式のものを除く。）
- (10) タンブラー
- (11) 工作機械（自動旋盤、ボール盤、中ぐり盤、平削盤、型削盤、フライス盤、歯切盤又はラジアル盤であって、同一建物に 5 台以上設置。）
- (12) 切断機（といしを使用。）

騒② 空気圧縮機及び送風機（原動機定格出力が 7.5kW 以上。）

騒③ 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機定格出力が 7.5kW 以上。）

騒④ 織機（原動機付。）

騒⑤ 建設用資材製造機械

- (1) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練容量が 0.45 m³以上。）
- (2) アスファルトプラント（混練重量が 200kg 以上。）

騒⑥ 穀物用製粉機（ロール式で、原動機定格出力が 7.5kW 以上。）

騒⑦ 木材加工機械

- (1) ドラムバーカー
- (2) チッパー（原動機定格出力が 2.25kW 以上。）
- (3) 碎木機
- (4) 帯のこ盤（製材用は原動機定格出力が 15kW 以上、木工用は 2.25kW 以上。）
- (5) 丸のこ盤（製材用は原動機定格出力が 15kW 以上、木工用は 2.25kW 以上。）
- (6) かんな盤（原動機定格出力が 2.25kW 以上。）

騒⑧ 抄紙機

騒⑨ 印刷機械（原動機付。）

騒⑩ 合成樹脂用射出成形機

騒⑪ 鋳造型機（ジョルト式。）

騒⑫ 工業用マシン及びメリヤス編機（同一建物に 10 台以上設置。）

騒⑬ コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロックの製造機

騒⑭ 打貫機（原動機定格出力が 3.75kW 以上。）

騒⑮ コルゲートマシン

騒⑯ キュポラ

騒⑰ 研磨機（原動機定格出力が 3.75kW 以上。）

騒⑱ 天井走行クレーン及び門型走行クレーン

騒⑲ ロータリーキルン

騒⑳ クーリングタワー（原動機定格出力が 3.75kW 以上。）

騒㉑ 染色機械（原動機定格出力が 15kW 以上。）

騒㉒ 幅出機械（原動機定格出力が 15kW 以上。）

振① 金属加工機械

（1） 液圧プレス（矯正プレスを除く。）

（2） 機械プレス

（3） せん断機（原動機定格出力が 1kW 以上。）

（4） 鍛造機

（5） ワイヤフォーミングマシン（原動機定格出力が 37.5kW 以上。）

（6） 圧延機械（原動機定格出力の合計が 22.5kW 以上。）

（7） 製管機械

振② 圧縮機（原動機定格出力が 7.5kW 以上。）

振③ 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機定格出力が 7.5kW 以上。）

振④ 織機（原動機付。）

振⑤ コンクリートブロックマシン（原動機定格出力の合計が 2.95kW 以上。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機定格出力の合計が 10kW 以上。）

振⑥ 木材加工機械

（1） ドラムバーカー

（2） チッパー（原動機定格出力が 2.2kW 以上。）

振⑦ 印刷機械（原動機定格出力が 2.2kW 以上。）

振⑧ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール除き、原動機定格出力が 30kW 以上。）

振⑨ 合成樹脂用射出成形機

振⑩ 鋳造型機（ジョルト式。）

振⑪ 打貫機（原動機定格出力が 3.75kW 以上。）

規制区域

特定施設の規制区域は**市内全域**。

規制基準

1 敷地境界で既定値以下。

騒音	朝	昼間	夕	夜間
時間	午前 6 時	午前 8 時	午後 8 時	午後 10 時
区域	～午前 8 時	～午後 8 時	～午後 10 時	～午前 6 時
第 1 種区域	45dB	50dB	45dB	40dB
第 2 種区域	50dB (45dB)	55dB (50dB)	50dB (45dB)	45dB (40dB)
第 3 種区域	60dB (55dB)	65dB (60dB)	60dB (55dB)	55dB (50dB)
第 4 種区域	65dB (60dB)	70dB (65dB)	65dB (60dB)	60dB (55dB)

- ・ 第 1 種区域・・・第 1、2 種低層住居専用地域
- ・ 第 2 種区域・・・第 1、2 種中高層住居専用地域、第 1、2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
- ・ 第 3 種区域・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域
- ・ 第 4 種区域・・・工業地域

振動	昼間	朝・夕・夜間
時間	午前 8 時	午後 8 時
区域	～午後 8 時	～午前 8 時
第 1 種(第 1 類)区域	60dB (55dB)	55dB
第 2 種(第 2 類)区域	65dB (60dB)	60dB (55dB)

- ・ 第 1 種(第 1 類)区域・・・第 1、2 種低層住居専用地域、第 1、2 種中高層住居専用地域、第 1、2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
- ・ 第 2 種(第 1 類)区域・・・近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※ 括弧内の数値は、下記別表《施設》の敷地の周囲おおむね 50m 以内の区域における規制基準値である。(但し、騒音規制法により規制される特定施設のうち、第 1 種区域内にあるものを除く。)

別表《施設》

(学校、幼稚園、保育園、病院、入院可能な診療所、図書館、特別養護老人ホーム)

規制法令 (法律・条例)

1 騒音規制法又は振動規制法に該当する特定施設

下記 2 の和歌山県公害防止条例に該当しない特定施設(騒①(1 1)、騒⑫～⑳、振①(6)及び(7)、振⑩に該当するものを除く。)

2 和歌山県公害防止条例に該当する特定施設

下記項目のいずれかに該当するもの

- ・ 特定施設の騒①(1 1)、騒⑫～⑳、振①(6)及び(7)、振⑩に該当する施設。(市内全域)

※騒音規制法又は振動規制法に定める特定施設を設置している事業場については、和歌山県公害防止条例に基づく騒音に係る特定施設の届出は不要です。